

## (報告事項)公共施設太陽光発電設備導入調査の概要

### 1 調査の背景及び目的

国は2050年までの脱炭素社会に向け、国の地域脱炭素ロードマップ等に位置付けられている「率先導入目標」の達成を地方公共団体に求めています。

これを受け、市では保有する既存公共施設の屋上への太陽光発電設備の設置が真に可能か、詳細に調査を行うこととし、併せて環境省の補助金に応募したところ、令和5年7月3日付で補助金執行団体より交付決定を受けたところです。

市では、本調査により、市の課題を踏まえた効率的かつ効果的な太陽光発電設備の導入計画(再エネ導入ロードマップ)を作成するとともに、市の率先導入による平塚市域の経済や社会にもたらす効果の分析を行うこととしています。

### 2 本市が脱炭素化を進める意義

一事業者としての平塚市が脱炭素化に取り組む意義は、主に以下のとおりと考えています。

- ①公共の抜本的かつ徹底的な脱炭素化により、広報戦略と合わせ、平塚市域における脱炭素化の機運の高まりを創出する。
- ②本市と同じ民生部門に属する「小売業」や「サービス業」は、一般的に「脱炭素化が進みづらい部門」と考えられ、本市が脱炭素化を進めることにより、民生部門の排出CO2を直接的かつ主体的に低減させることができる。

※市では、脱炭素化のメニューの中でも、特に区域内の「創エネ」の動きを加速させたいと考えています。

### 3 調査期間

本調査結果を踏まえ、市では令和6年1月以降に公募開始が予想される環境省補助金「脱炭素移行・再エネ推進交付金」(重点対策加速化事業)を活用しながら、公共施設の屋上等に3MWを目標に太陽光発電設備を導入していく予定です。このことから、調査期間は令和5年7月7日から令和5年12月20日までとしております。

### 4 補助金の要件

本調査に係る補助金交付要件の一つに「本事業の内容を地球温暖化対策実行計画に位置付け反映させるための改定を補助事業完了年度終了後2年以内に完了する。」という要件があります。このことから、市では、本調査の結果及び考察を踏まえ、令和7年度末までに、平塚市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び平塚市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を改定する予定です。

## 5 成果予定

本調査では、調査対象施設の個別具体の導入可能性に係るレポートのほか、概ね以下の内容を取りまとめることとしています。

- ①建物特性ごとの実行性と事業採算性及び費用効率性の傾向分析
- ②本市の課題・特性を踏まえた太陽光発電設備の導入に係る考察
- ③太陽光等再エネ設備導入ロードマップの作成
- ④区域施策編及び事務事業編の改定に関連する事項のまとめ
- ⑤域内で循環する資金額・エネルギー代金の域外流出抑制額等の分析

## 6 中間報告の概要

以下は、調査対象施設における太陽光発電設備の施工の可否等（中間報告）を表にまとめたものです。一般的に一定規模の太陽光発電設備を設置する場合、耐荷重の問題等で傾斜屋根より陸屋根（フラットルーフ）の方が導入しやすいと言われていますが、学校施設を中心に調査したところ、金属製の傾斜屋根は施工が可能であり、陸屋根については、表面のコンクリートの強度や厚みの関係で課題があるとの結果が出ています。

	既存教育施設への太陽光発電設施工可否（棟数_R5.9.22 現在）		
	施行可能	施行不可	未判定
陸屋根（コンクリート）	0	0	19
傾斜屋根等（金属等）	19	9	0

市では中間報告の結果による傾向分析を進め、古い公共施設が多い本市において、どのような太陽光発電設備の導入ロードマップを描いていくことが効率的かつ効果的であるかを検証していくこととしています。なお、事業採算性については、現在、検証中です。

以上